

## 観光振興事業費補助金実施要領（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）

令和6年3月14日 観観振第175号  
一部改正 令和7年3月31日 観観振第156号  
一部改正 令和〇年〇月〇〇日 観観振第〇〇〇号

この実施要領は、観光振興事業費補助金交付要綱（DMO総合支援事業・国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・万博レガシー事業）（令和5年2月17日 観観振第206号）に規定するもののほか、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）の交付等観光振興事業の実施に当たって必要な事項を定める。

### 1. 事業実施について

国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業において、補助対象事業者（執行団体）は、2. に定める「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」（以下「形成計画」という。）に位置付けられた事業（以下「間接補助事業」という。）の実施主体（以下「間接補助事業者」という。）に対する補助金の交付並びに形成計画の策定者（以下「形成計画策定者」という。）及び間接補助事業者に対する伴走支援等を実施する。

### 2. 形成計画について

形成計画策定者は、以下に掲げる者とする。

- ・観光地域づくり法人（以下「DMO」という。）
- ・地域関係者が一体となって立ち上げた協議会等。ただし、DMOと共同で形成計画を策定すること。

形成計画策定者は、スキー場事業者、地方自治体、宿泊事業者、交通事業者、飲食事業者等の地域関係者（以下「地域関係者」という。）と共同で、別に定める様式により、形成計画を策定し、補助対象事業者（執行団体）に提出する。なお、補助対象事業者（執行団体）が決定していない時点においては、形成計画策定者は事前応募として観光庁に形成計画を提出することとする。

補助対象事業者（執行団体）は、提出された形成計画をもとに、以下の観点から、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域であるかについて審査を行い、審査結果を踏まえ、間接補助事業者に対して補助金額を内示する。間接補助事業者は、内示後に、補助対象事業者（執行団体）に対して補助金の交付申請を行う。

#### <形成計画の審査の観点>

- ・地域のポテンシャル並びに地域経営（地域の一体性）に関する取組状況及び計画
- ・地域内のスキー場の魅力向上に関する取組状況及び計画
- ・ベースタウンの魅力向上に関する取組状況及び計画
- ・受入環境整備の状況及び計画

＜形成計画に位置付けられた間接補助事業の審査の観点＞

- ・ 形成計画との整合
- ・ インバウンドへの訴求力及び他地域との差別化
- ・ 費用対効果及び投資環境改善への効果
- ・ 地域の一体化及び観光地域づくりへの効果
- ・ 事業の履行確実性

3. 間接補助事業者について

間接補助事業者となることができる者は、形成計画に個別事業の実施主体として記載されているDMO、地方公共団体及び民間事業者とする。なお、間接補助事業者は、間接補助事業に関する契約の発注者となることとする。また、間接補助事業者は、この契約により取得し、又は効用の増加する財産がある場合にあっては、この財産の所有者となるものに限る。

4. 補助対象経費について

(1) 間接補助事業の補助に要する経費

5. に示す間接補助対象経費について、補助対象事業者が間接補助事業者に対して補助する額とし、定額で補助する。

(2) 事務経費

補助対象事業者（執行団体）が補助対象事業を実施するのに係る以下の経費とする。

- ・ 人件費、旅費、会議費、謝金、外部有識者派遣経費、外注費、補助人件費、その他諸経費（通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの）

(1) の間接補助事業の補助に要する経費として交付される額の10%を上限（消費税が発生する場合は別途対象となる。）とする。ただし、補助金の額を減額する変更決定がなされる場合には、補助金が減額される前の交付決定における間接補助事業に要する経費として交付される額の10%を上限（消費税が発生する場合は別途対象となる。）とする。

5. 間接補助対象経費について

形成計画に記載されている事業に要する経費であり、かつ、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾートの形成促進に要する経費であって、以下に該当するものとする。ただし、中上級スキーヤー向けの取組（パウダースノーを活かしたコンテンツや高標高域へのゲレンデ拡充等、中上級スキーヤーをターゲットに設定することが相応しい取組）は、特に欧米豪等からの誘客に取り組んでいると認められる地域の取組を優先的に補助するものとする。間接補助対象経費は、定率で補助するものとし、補助率は1/2以内とする。なお、その他の要件

については、別途公募要領等に定める。

① 訪日外国人旅行者向けスノーコンテンツやアフタースキー・グリーンシーズンの体験型・滞在型コンテンツの造成のために必要な事業に要する経費

・国際競争力の高いスノーリゾートの形成促進に資するコンテンツ造成経費

スノーコンテンツやアフタースキー・グリーンシーズンの地域の観光資源を活用した体験型・滞在型コンテンツの開発・磨き上げに要する経費、コンテンツの開発・磨き上げに附帯する備品の購入に要する経費及び簡易な環境整備（トレッキングコースへのベンチの設置、マウンテンバイクコースの設置のための簡易な整地、コンテンツへのアクセスのための簡易な舗装、コンテンツ利用者等の安全対策のためのロープ又はネットの設置等）に要する経費。ただし、コンテンツの造成に際して真に必要な不可欠なものに限り、圧雪車・スノーモービル等の原動機を有する車両等の購入及び建築物の建築・改修等に要する経費は補助対象としないこととする。

・会議等開催経費

インバウンドに訴求するコンテンツを造成するための地域の観光事業者等とのワークショップや検討会開催、専門家等からの意見聴取に要する経費、会場借料、講師謝金・旅費、資料作成に要する経費。

・国際競争力の高いスノーリゾートの形成促進に資する旅行商品の造成経費

体験型・滞在型コンテンツ等の旅行商品の造成に要する経費、体験型・滞在型コンテンツ等の商品化に向けたテスト販売の実施に要する経費、造成したコンテンツを紹介することを目的とした国内外の旅行博等への参加、メディア（TV、新聞、SNS等）招請及びインフルエンサー招請に要する経費（※）。

ただし、恒常的に発生する旅費やプロモーションのみを目的とした旅行博への出展に要する経費は補助対象としないこととする。

（※）ステルスマーケティング対応について

メディア及びインフルエンサーが行う投稿等においては、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第3号の規定に基づく告示（令和5年3月28日内閣府告示第19号）及びその運用基準（令和5年3月28日消費者庁長官決定）を踏まえ、ステルスマーケティングに当たらないよう適切な表示（事業者からの依頼を受けて投稿していることを明記する、「PR」又は「広告」と記載する等）を行うこと。

・課題抽出のためのモニターツアー経費

モデルコースなどの具体的な旅行商品について、外国人目線で課題を把握するための外国人モニター等の招請に要する経費、専門家等からの意見聴取に要する経費。

・旅行商品造成のための旅行会社等招請経費

旅行商品を造成するための海外旅行会社・ランドオペレーターへの招請、ファムツアー・説明会・交流会・プレゼンテーション等の実施に要する経費。

- ・本事業で造成した旅行商品の販売を目的とした商談会等への参加、開催経費  
海外の旅行会社等と地域のサプライヤーとの商談会の開催に要する経費、海外又は日本国内において開催される旅行博等の商談会に参加するための旅費、ブース出展に要する経費、アンケート調査に要する経費、プレゼンテーションに要する経費。  
ただし、恒常的に発生する旅費やプロモーションのみを目的とした旅行博への出展に要する経費は補助対象としないこととする。

## ② 訪日外国人旅行者の受入環境整備のために必要な事業に係る経費

### a) 多言語案内環境（※）の向上

- ・多言語案内標識の一体的整備経費  
多言語案内環境の向上に資する標識を新規に設置する工事、既存の標識の多言語案内環境の向上に資する改修工事に要する経費、本工事を実施するための附帯工事（解体費、撤去費等）に要する経費（設計及び工事管理に要する経費を含む。）。ただし、多言語化に当たり、ネイティブチェックを行うものに限ることとする。

#### ※ 多言語表記について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、施設又は地域のターゲット・特性の観点から中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については、視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示したりする上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないように、十分に配慮する必要がある。

- ・多言語案内・翻訳機器の整備経費

訪日外国人旅行者への観光情報や交通情報等を発信するためのデジタルサイネージの整備に要する経費、地域内のスキー場、宿泊施設、観光施設、飲食店、小売店、二次交通等におけるスタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム、デジタル端末の整備に要する経費。

・多言語観光案内アプリ等の整備経費

地域内の観光コンテンツを紹介する多言語アプリの整備に要する経費、案内看板に記載した二次元コードによる多言語表示機能等の整備に要する経費、宿泊施設、体験型・滞在型コンテンツ等のウェブ予約機能の整備に要する経費、AIチャットボット等の自動会話プログラムによる観光案内アプリの整備に要する経費、二次交通情報のウェブ検索機能の整備に要する経費。ただし、多言語化に当たり、ネイティブチェックを行うものに限ることとする。また、アプリ等の保守管理を目的とした経費は補助対象としないこととする。

・飲食店等のメニュー等の多言語対応経費

地域内の飲食店や小売店におけるメニュー又は商品紹介文の多言語化に要する経費、訪日外国人旅行者とのコミュニケーションの円滑化を図ることを目的とするツール（指差し会話シート等）の整備に要する経費。ただし、多言語化に当たり、ネイティブチェックを行うものに限ることとする。

・多言語パンフレット等作成経費

地域の主要な観光拠点情報（アクセス情報・施設情報等）や体験型・滞在型コンテンツ等を掲載した多言語のパンフレット、ポスター、マップ、ガイドブックの作成に要する経費、地域における既存のパンフレット、ポスター、マップ、ガイドブックの多言語化に要する経費。ただし、多言語化に当たり、ネイティブチェックを行うものに限ることとする。また、印刷製本費はパンフレット、ポスター、マップ、ガイドブック作成に伴う必要最低限度に限るものとし、既存のパンフレット、ポスター、マップ、ガイドブックの増刷に要する経費は補助対象としないこととする。

・多言語音声案内サービス提供経費

観光施設内の音声案内の多言語化に要する経費、多言語音声案内サービス提供に要する経費。ただし、多言語化に当たり、ネイティブチェックを行うものに限ることとする。

b) データ通信利便性向上に関する事業経費

無料公衆無線LAN環境（※）の面的整備経費等、データ通信の利便性向上を目的とした事業に要する経費。ただし、宿泊施設の客室内など、特定の利用者を対象とした整備に要する経費は補助対象としないこととする。

※ 無料公衆無線LAN環境について

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク Japan Free Wi-Fi（以下「シンボルマーク」という。）の申請及び掲出を行うこととする。また、導入する無料公衆無線LAN機器は、電波の効率的な利用の観点から、仕様上、IEEE802.11ac（Wi-Fi5（5GHz帯））以上に対応していることとする。加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要であ

る。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、  
1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※2)を導入することとする。(※  
3)

- 1) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式
- 2) SNSアカウントを利用した認証方式
- 3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※4)

※2 利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる  
認証方式

※3 上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における無料公衆無線LANの開放
  - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
- なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や  
2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

※4 メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)  
はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設  
置する場合は、手続に要する最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール  
受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。

#### c) キャッシュレス決済環境の整備経費

##### ・決済端末等の導入経費

キャッシュレス決済を導入する際に必要な端末等(タブレット端末を含む。)及び  
付属機器の導入に要する経費、二次元コード決済、クレジットカード決済等のキャッ  
シュレス対応を可能とするシステム導入・改修に要する経費。ただし、代替更新のみ  
に要する経費は補助対象としないこととする。

##### ・免税対応環境の整備経費

免税対応端末等(タブレット端末を含む。)及び付属機器の購入に要する経費、免  
税対応端末等の設置に要する経費、ソフトウェア購入に要する経費、免税手続カウン  
ター(※)の設置に要する経費。

##### ※ 免税手続カウンター

免税手続カウンターは、商店街、ショッピングセンターおよびテナントビルなど、消  
費税法施行令第18条の2④に規定する特定商業施設内において設置可能。

##### ・上記決済環境整備に際して必要となるLAN環境の整備経費

LAN機器の購入に要する経費、LAN機器の設置工事に要する経費、ソフトウェ  
ア購入に要する経費(セキュリティ対策を含む。)。ただし、通信費等の当該LAN  
環境の維持に要する経費は補助対象としないこととする。

d) 外国人対応可能な人材の育成

・ 地域関係者等のスキルアップのためのセミナー実施経費

地域関係者に対して実施する、訪日外国人旅行者向け体験型・滞在型コンテンツの充実・ホスピタリティ向上・受入環境改善・マーケティングについてのセミナー実施に要する経費。

・ 体験型・滞在型プログラム等のガイド育成・スタッフの接遇向上等に要する経費

体験型プログラムのガイドスタッフや観光コンシェルジュ、スルーガイド等に対する訪日外国人旅行者対応の研修開催に要する経費、地域の飲食店や小売店といった販売・サービス業や観光業に従事する人全般を対象とする統一的な訪日外国人旅行者案内マニュアルの作成に要する経費。ただし、作成するマニュアルは地域関係者に広く共有されるものであることを前提とする。

・ 地域住民意識啓発セミナーの実施経費

地域住民に対して実施する、訪日外国人旅行者の来訪促進の重要性や受入環境整備の対策等についてのセミナー実施に要する経費。

e) 安全管理に関する事業

・ 急患、急病への対応に係る経費

急患、急病といったトラブル発生時における訪日外国人旅行者への対応マニュアルの作成及び救助技術の向上や意識啓発を図るための講習会や実地研修に要する経費。ただし、作成するマニュアルは地域関係者に広く共有されるものであることを前提とする。

・ 自然災害への対応に係る経費

地震、火災等の自然災害が発生した際の訪日外国人旅行者への対応及び安全確保に係る対応マニュアルの作成及び救助技術の向上や意識啓発を図るための講習会や実地研修に要する経費。ただし、作成するマニュアルは地域関係者に広く共有されるものであることを前提とする。

・ 訪日外国人旅行者の事故防止等に係る経費

訪日外国人旅行者の事故防止等を図ることを目的とした地域内共通ルールの検討、策定に要する経費及び当該ルールの周知をするためのパンフレット、ポスター等の作成、救助技術の向上や意識啓発を図るための講習会や実地研修に要する経費。ただし、作成するパンフレット、ポスター等は、多言語で表記するものとし、多言語化に当たり、ネイティブチェックを行うものに限ることとする。

f) 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上に関する事業

・和式便器の洋式化等に係る経費

既存公衆トイレにおける和式便器の洋式化並びに洋式便器の増設及び交換（新たに温水洗浄便座を設置するものに限る。）並びに建築物の新築、増築又は建替えに伴う洋式便器の新設に要する経費。

・清潔機能向上整備に係る経費

トイレ施設内の床・壁面（建具を含む。）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒などを用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備に要する経費。

・その他公衆トイレの整備に係る経費

温水洗浄便座や暖房便座の導入、洗面器や小便器の導入及び更新（自動水栓化等の明確な機能向上を伴うものに限る。）、化粧鏡の設置、LED照明の導入、室内空調（換気、冷暖房）設備の導入及び高機能化、景観改善、美装化、清潔感向上等のための外装工事、窓、入口ドアの整備、バリアフリー化（車いす用のトイレ整備など）、乳幼児用設備の導入、訪日外国人旅行者にも利用しやすい個室の拡張その他明確な機能向上を伴う整備に要する経費。

g) スキーヤー向け設備の導入に関する事業

訪日外国人旅行者が利用する宿泊施設や観光施設、交通拠点等（スキー場内及びスキー場に直結する施設は除く。）における、スキー用具等をレンタル・一時預かり・乾燥できる場所やメンテナンスに利用できる場所（ワックスルーム等）を設けるための簡易な施設改修及び設備の導入に要する経費。ただし、利用者向けのメンテナンス用具など、消耗品・備品の購入に要する経費は補助対象としないこととする。

h) デジタル技術を活用したサービス向上に関する事業

・地域内の体験型・滞在型コンテンツ、サービス及びプロモーションに関する調査・分析に係る経費

①から⑥までの事業の実施に伴う、体験型・滞在型コンテンツの造成・プロモーション、二次交通、多言語・キャッシュレス対応、スキー場インフラの高付加価値化等のサービス向上に資するデジタル技術を活用した調査・分析に要する経費（訪日外国人旅行者の流動動態調査・分析、デジタルマーケティングを活用した国籍別等のニーズ調査・分析、観光消費額調査・分析、当該地域への来訪・再訪意向度調査・分析等）、調査・分析結果を踏まえたサービス向上及びモニタリングに関する会議等の開催に要する経費、専門家等からの意見聴取に要する経費並びに戦略策定に要する経費。ただし、新たにデジタル技術を活用して調査・分析を実施する場合に限ることとし、DMO等が継続的に実施する調査であって、これまでに実施している内容と同一の調査・分析に要する経費は補助対象としないこととする。

・リアルタイム情報の収集・発信に係る経費

デジタル技術を活用し、リフト運行情報やゲレンデの混雑、二次交通の混雑・運行情報などのリアルタイム情報を提供するシステムの導入に要する経費。ただし、当該システムを活用して利用者に提供される情報は、多言語で表記するものとし、多言語化に当たり、ネイティブチェックを行うものに限ることとする。また、継続的に発生するライセンス契約料やシステムの保守管理を目的とした経費は補助対象としないこととする。

・地域一体型プラットフォームの導入に係る経費

地域内の体験型・滞在型コンテンツ、スキー場、宿泊施設、観光施設、飲食店、二次交通等の予約・購入等の在庫管理、顧客関係管理、マーケティング等を一元的に実施可能なシステムの導入に要する経費。ただし、継続的に発生するライセンス契約料やシステムの保守管理を目的とした経費は補助対象としないこととする。

・その他デジタル技術を活用したサービス向上に関する事業に要する経費

スキー場又はスキー場を含む地域全体における、デジタル技術を活用した、形成計画に具体的に示した課題の解決に資するシステム又は利用者の利便性・快適性・娯楽性の向上に資するシステムの導入に要する経費、システム導入に附帯する備品の購入(システムの導入に際して真に必要不可欠なものに限る。)に要する経費。ただし、継続的に発生するライセンス契約料やシステムの保守管理を目的とした経費は補助対象としないこととする。

③ 外国人対応可能なインストラクターの確保

スキーインストラクターに対する訪日外国人旅行者対応の研修・セミナー開催経費、スキーレッスンや受付対応時等の訪日外国人旅行者対応マニュアル作成経費、スキーレッスンの多言語対応を目的とした同時通訳システムの導入に要する経費。ただし、通訳オペレーターの手配に要する経費は補助対象としないこととする。

④ 二次交通の確保（移動の快適化・利便向上）

・二次交通実証実験経費

訪日外国人旅行者によるスキー場間の周遊を促進するためのバス運行等に関する実証実験経費、アンケート調査の実施、地域の宿泊事業者、交通事業者等との検討会開催、専門家等からの意見聴取に要する経費。ただし、申請前にあらかじめどのような二次交通の需要があるか把握した上で実証すべき内容を明確にした運行計画を立案し、実証終了後に運行実績を踏まえた結果の分析と本格運行に向けた課題整理を行うものに限ることとする。また、実証実験の内容が既に運行されている事業と同様（同一時間帯・同一区間等）であり、新たに実証すべき内容が明確でない場合は補助

対象としないこととする。

⑤ 地域のプロモーションのために必要な事業

・ プロモーション画像・動画の作成経費

地域のプロモーション活動（JNTOとの連携を目的として行うものに限る。）に使用するための画像・動画等の撮影、デジタルコンテンツの製作経費、動画編集、多言語化に要する経費。ただし、成果品の活用方法と目的・目標を事前に定めるとともに、最終的な成果把握に努めること。また、作成した動画・画像はホームページ等インターネット上で広く活用することを前提とする。

・ プロモーション用パンフレット類の作成経費

地域のプロモーション活動に使用するための写真の撮影、パンフレットの製作、デザイン、多言語化に要する経費。ただし、成果品の活用方法と目的・目標を事前に定めるとともに、最終的な成果把握に努めること。また、作成したパンフレットはホームページ等インターネット上でJNTOと連携しながら広く活用することを前提とする。

⑥ スキー場インフラの整備に関する経費

a) 索道施設（ゴンドラ・リフト）の撤去・新設

索道施設（支柱、基礎、電気設備、駅舎等）の撤去又は新設に要する経費。なお、索道施設の撤去の場合には、当該撤去に伴ってゲレンデのコース造成が必要となる部分が生じる場合に限り、この造成に要する経費を含む。ただし、索道施設の新設については、滑走ルートの再編又は拡張を伴い（ただし、スキー場全体の索道施設の再編計画があり、その中で当該施設が現位置での架け替えと位置づけられている場合はこの限りでない。）、利便性・快適性・娯楽性の向上に資するものに限ることとする。また、当該事業の成果として高付加価値化、維持管理費の減少等による経営改善の見込みが定量的に示され、さらに、リフト券の値上げ等により事業利益が増加することを前提とした新規投資等の将来計画が形成計画に具体的に示されているものに限ることとする。

b) 利便性の高い搬器の導入

ゴンドラ・リフトの搬器の新規導入又は更新に要する経費のうち、輸送力の向上、快適性の向上等機能の向上に要する経費。ただし、当該事業の成果として高付加価値化、維持管理費の減少等による経営改善の見込みが定量的に示され、さらに、リフト券の値上げ等により事業利益が増加することを前提とした新規投資等の将来計画が形成計画に具体的に示されているものに限ることとする。

c) 高機能な降雪機、造雪機の導入

降雪機及び造雪機の新規導入又は更新に要する経費（配管工事、電気工事等設置に

要する経費を含む。)。ただし、更新に要する経費については、従来型では降雪できない高温、多湿な環境でも降雪が可能な降雪機の導入に要する経費に限るものとし、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費、機器のメンテナンス、アフターサービス等の維持管理に要する経費は補助対象としないこととする。

d) ICゲートシステムの導入

ICゲートシステムの新規導入又は更新に要する経費（ICゲートシステムの導入及び更新のための調査・設計に要する経費、リフト券のICカード化に要する経費、自動改札機、発券システム、共通券精算システム、データ管理システム、自動発券機の導入及び初期設定に要する経費を含む。)。ただし、更新に要する経費については、利用者ニーズに対応する券種の拡大や、スキーコース毎の混雑状況の把握等、利用者へのサービス向上が伴う更新に限るものとし、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費、機器のメンテナンス、アフターサービス等の維持管理に要する経費は補助対象としないこととする。

e) レストハウス等の改修・撤去

レストハウス等（スキー場ゲレンデ内に立地し、休憩等に利用する施設であって、もっぱらスキー場の利用者が滞在する範囲に限る。）の改修又は撤去に要する経費（レストハウス等の改修又は撤去のための調査・設計に要する経費及び電気工事、機械設備工事、昇降機設備工事等に要する経費を含む。)。ただし、設置に際して工事を伴わない器具及び備品並びに消耗品の購入に要する経費は補助対象としないこととする。

f) スノーエスカレーターの導入

スノーエスカレーター（雪上での移動の用に供する動く歩道）の新規導入又は更新に要する経費（電気工事等設置に要する経費を含む。)。ただし、更新に要する経費については、フードの設置等の利用者へのサービス向上を伴うものに限るものとし、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費、機器のメンテナンス、アフターサービス等の維持管理に要する経費は補助対象としないこととする。

g) リフト乗車補助具の導入

リフト乗車補助具（リフトの乗車時により安全に乗車できるように補助する設備。）の新規導入又は更新に要する経費（電気工事等設置に要する経費を含む。)。ただし、更新に要する経費については、利用者へのサービス向上を伴うものに限るものとし、

故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費、機器のメンテナンス、アフターサービス等の維持管理に要する経費は補助対象としないこととする。

## 6. 事業評価について

### (1) 中間評価

形成計画策定者は、間接補助事業の進捗状況を確認の上、必要に応じて改善事項を盛り込んだ上で事業計画の中間評価を行い、補助対象事業者（執行団体）が別に定める日までに補助対象事業者（執行団体）へ報告することとする。

補助対象事業者（執行団体）は、当該中間評価について確認を行い、観光庁と協議した上で、形成計画策定者及び間接補助事業者に対し適切な指導・助言等を行う。形成計画策定者及び間接補助事業者は補助対象事業者（執行団体）からの助言等を踏まえた事業の執行について改善を図ることとする。

### (2) 事後評価

形成計画策定者は、間接補助事業の実施結果を確認の上、事業計画の事後評価を行い、間接補助事業の完了後二月を経過した日又は補助対象事業者（執行団体）が別に定める日のいずれか早い日までに補助対象事業者（執行団体）へ提出することとする。補助対象事業者（執行団体）は、当該事後評価について確認を行い、観光庁と協議した上で、形成計画策定者及び間接補助事業者に対し今後の事業又は地域の取組の改善の観点から、適切な指導・助言等を行う。

### (3) 追跡調査

形成計画策定者は、(2)の事後評価において、実績値が目標値を下回った間接補助事業等について、翌年度以降に実施結果を確認の上、再度事業計画の事後評価を行い、観光庁が別に定める日までに観光庁へ提出することとする。

### (4) その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国、補助対象事業者（執行団体）、形成計画策定者及び間接補助事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

## 7. 伴走支援について

補助対象事業者（執行団体）は、観光庁と調整の上、形成計画策定者及び間接補助事業者に対し、伴走支援を実施する。

## 8. JNTOとの連携について

スノーリゾートの訪日外国人旅行者への認知度を高めるため、スノーリゾートにおける新規コンテンツ（当事業によらずに造成したものを含む。）、索道の新設その他訪日外

国人旅行者の誘客に資する新規の情報について、JNTOと連携し、JNTOのスキー特設ページ等における情報発信を行うこととする。発信する内容等については、観光庁とJNTOで調整の上で決定する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年度予算から施行する。
- 2 観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスキーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）実施要領（令和5年2月17日観観振第207号）は、廃止する。
- 3 前項により廃止された要領に基づき、令和5年度までの予算により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（一部改正 令和7年3月31日 観観振第156号）

- 1 この要領は、令和7年度予算から施行する。
- 2 改正前の実施要領に基づき、令和6年度までの予算により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（一部改正 令和 年 月 日 観観振第 号）

- 1 この要領は、令和8年度予算から施行する。
- 2 改正前の実施要領に基づき、令和7年度までの予算により実施した事業については、なお従前の例による。